

宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）競争的対話における応募者との協議記録

⑤業務報告書及び監査報告書の提出期限の延長（実施契約書（案）第34条・第35条・第37条関連）

回	書類名	頁	条	項	号/目	項目	内容	回答
第1回	実施契約書 (案)	14	第034条	第01項		四半期業務報告書の提出	第37条における質問でも記載させて頂いておりますが、財務情報を30日以内にまとめて提出することは困難です、期限を見直して頂けますようお願い致します。	検討中となるため、第2回競争的対話において結果を回答します。
第1回	実施契約書 (案)	14	第035条	第02項		半期業務報告書及び年間業務報告書の提出	第37条における質問でも記載させて頂いておりますが、財務情報を60日以内にまとめることは困難です、期限を見直して頂けますようお願い致します。	検討中となるため、第2回競争的対話において結果を回答します。
第1回	実施契約書 (案)	15	第037条	第01項		財務情報等の報告・開示	本項以下各号に規定されている資料につきましては、特に「監査済み」との指定がないため、監査未了の財務諸表の数値に基づいて作成する、ということよろしいでしょうか。(2) 9個別事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(3) 任意事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(4) 第22条第1項第5号に定める土地、建築物及び工作物等貸付業務並びに関連業務に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(5) 会社法第435条第2項に規定する事業報告(6) 運営権者が会社法第2条第5号に規定する公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項	検討中となるため、第2回競争的対話において結果を回答します。
第1回	実施契約書 (案)	15	第037条	第01項		財務情報等の報告・開示	本項以下各号に規定されている資料につきまして、仮に監査済みの財務諸表に基づいた書類提出を求められる場合には、以下理由から、日数の大幅な延長、もしくは、監査未了の数値での報告を可とする点、希望致します。・10個以上の財務諸表を監査する為には、相当日数がかかる。・監査法人とも協議が必要だが、1個の財務諸表を監査するのに、2～3か月は必要。かつ、監査を並行して行う場合は、更なる日数がかかる事が見込まれる。(2) 9個別事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(3) 任意事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(4) 第22条第1項第5号に定める土地、建築物及び工作物等貸付業務並びに関連業務に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(5) 会社法第435条第2項に規定する事業報告(6) 運営権者が会社法第2条第5号に規定する公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項尚、担当課ヒアリングでも類似の質問をさせて頂き「延長につき前向きに検討頂ける」旨の口頭回答は頂きましたが、正式回答は未受領のため再掲しております。	検討中となるため、第2回競争的対話において結果を回答します。
第2回	実施契約書 (案)	14	第034条	第01項		四半期業務報告書の提出	四半期業務報告書その他の資料の提出期限について、県の検討結果をお示しください。	年間業務報告書については事業年度末から90日以内、半期業務報告書については第2四半期末から45日以内に提出期限を変更します。 また、各財務諸表及び会計監査人による監査報告書については、提出期限を事業年度末から90日以内に変更します。
第2回	実施契約書 (案)	15	第037条	第01項	(7)	財務情報等の報告・開示	計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書につきまして、監査済みのものを提出することになっていますが、その場合、「各事業年度末から90日以内」に変更頂きますようお願い申し上げます。 競争的対話の議事録No71において「検討中となるため、第2回競争的対話において結果を回答します。」とご回答頂いています。検討結果をご教示下さい。	各財務諸表及び会計監査人による監査報告書については、提出期限を事業年度末から90日以内に変更します。
第2回	実施契約書 (案)	15	第037条	第01項		財務情報等の報告・開示	本項以下各号に規定されている資料につきましては、特に「監査済み」との指定がないため、監査未了の財務諸表の数値に基づいて作成する、ということよろしいでしょうか。 競争的対話の議事録No72において「検討中となるため、第2回競争的対話において結果を回答します。」とご回答いただいておりますので、検討結果をご教示下さい。 (2) 9個別事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(3) 任意事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(4) 第22条第1項第5号に定める土地、建築物及び工作物等貸付業務並びに関連業務に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(5) 会社法第435条第2項に規定する事業報告(6) 運営権者が会社法第2条第5号に規定する公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項	監査済みの法人の財務諸表の数値に基づいて作成ください。なお、9事業ごとの監査は不要で、SPC全体の監査を行うことで構いません。

回	書類名	頁	条	項	号/目	項目	内容	回答
第2回	実施契約書 (案)	15	第037条	第01項		財務情報等の報告・開示	<p>本項以下各号に規定されている資料につきまして、仮に監査済みの財務諸表に基づいた書類提出を求められる場合には、以下理由から、日数の大幅な延長、もしくは、監査未了の数値での報告を可とする点、希望しているところ、競争的対話の議事録No73において「検討中となるため、第2回競争的対話において結果を回答します。」とご回答頂いています。検討結果をご教示下さい。・10個以上の財務諸表を監査する為には、相当日数がかかる。・監査法人とも協議が必要だが、1個の財務諸表を監査するのに、2～3か月は必要。かつ、監査を並行して行う場合は、更なる日数がかかる事が見込まれる。(2) 9個別事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(3) 任意事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(4) 第22条第1項第5号に定める土地、建築物及び工作物等貸付業務並びに関連業務に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び個別注記表(5) 会社法第435条第2項に規定する事業報告(6) 運営権者が会社法第2条第5号に規定する公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条までに係る事項尚、担当課ヒアリングでも類似の質問をさせて頂き「延長につき前向きに検討頂ける」旨の口頭回答は頂きましたが、正式回答は未受領のため再掲しております。</p>	各財務諸表及び会計監査人による監査報告書については、提出期限を事業年度末から90日以内に変更します。